

琴平町先端設備導入促進基本計画



平成30年6月14日

琴平町

目 次

第1章	序章	
1	計画策定の趣旨	1
2	「先端設備等導入計画」の内容	1
3	計画の目的と位置づけ	2
第2章	先端設備等の導入の促進の目標	
1	琴平町の現状と課題	3
(1)	位置・交通	3
(2)	面積、隣接市町、環境	3
(3)	産業	3
2	人口構造、産業構造及び町内中小企業者の実態等	4
(1)	人口減少・少子高齢化への対応	4
(2)	琴平町の産業別就業人口の状況	5
(3)	市町村内の事業所数、中小企業の割合等	5
3	目標	
(1)	認定目標件数	6
(2)	労働生産性に関する目標	6
第3章	先端設備等の種類	
1	対象となる先端設備	7
2	先端設備等の導入の促進の内容に関する事項	7
(1)	対象地域	7
(2)	対象業種・事業	7
第4章	計画期間及び配慮すべき事項	
1	琴平町先端設備導入促進基本計画の計画期間	8
2	先端設備等導入計画の計画期間	8
3	先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項	8

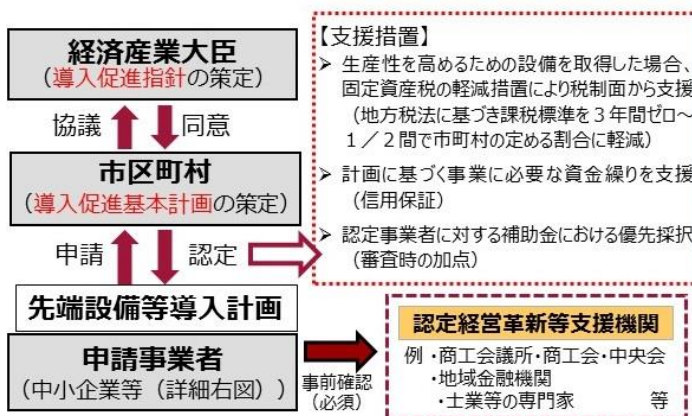
第1章 序章

1 計画策定の趣旨

「先端設備等導入計画」とは、生産性特別措置法（平成30年法律第25号）において措置される、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

この計画は、本町が国から、同法第37条第1項の規定に基づく「導入促進基本計画」の同意を受けられた場合に、中小企業・小規模事業者等が認定を受けることが可能なものです。認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。そのため町においては、法施行後すみやかに本計画を策定し、魅力ある新製品の開発や、時代の流れに対応した新たな起業の創出による地場産業の活性化が図られるよう支援するとともに、生産性を高めるための取り組みを推進するものです。

○先端設備等導入計画のスキーム



○認定を受けられる「中小企業者」の規模
(中小企業等経営強化法第2条第1項)

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますのでご注意ください。

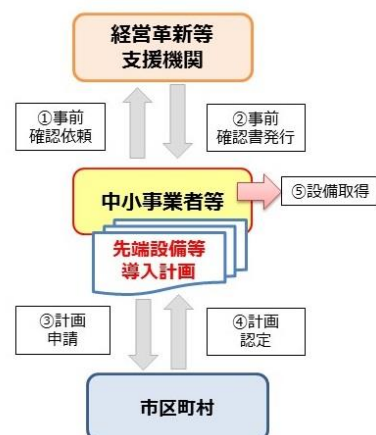
2 「先端設備等導入計画」の内容

中小企業等が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

○先端設備等導入計画の主な要件

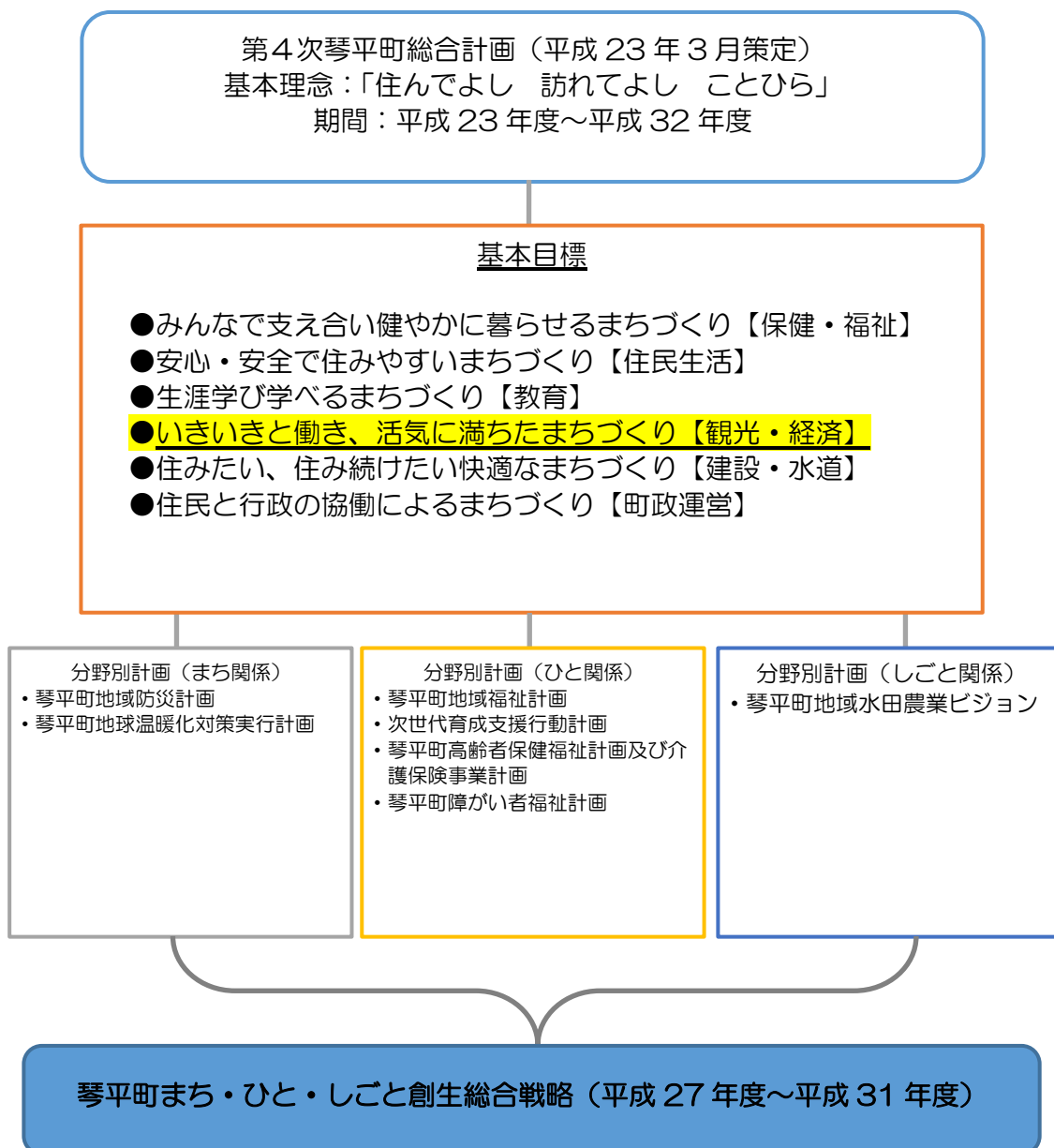
主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末 ○算定式 $\frac{\text{（営業利益+人件費+減価償却費）}}{\text{労働投入量}}$ 労働投入量 （労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画※に適合すること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

○先端設備等導入計画の認定フロー



3 計画の目的と位置づけ

「琴平町先端設備導入促進基本計画」は、「第4次琴平町総合計画」を下支えする計画であり、同計画の基本目標の一つである「いきいきと働き、活気に満ちたまちづくり【観光・経済】」に位置づけられ、総合戦略等とも連携するものです。本町における上位計画に位置する総合計画及び総合戦略等との関連は以下のとおりです。



第2章 先端設備等の導入の促進の目標

1 琴平町の現状と課題

(1) 位置・交通

本町は、香川県のほぼ中央に位置する仲多度郡の西部に位置し、東経133度49分36秒、北緯34度12分7秒にあります。町内には、国道319号・同377号が走り、徳島、高知、愛媛に通じています。高松自動車道善通寺ICへは国道319号線を通って約6.5Kmの位置にあります。公共交通機関としては、JR土讃線の琴平駅、高松琴平電鉄琴平線の終点駅があります。県庁所在地である高松市の中心部へは自家用車、電車のいずれを使っても60分以内で到達可能となっています。



(2) 面積、隣接市町、環境

本町の面積は、8.47平方キロメートル（平成26年10月1日時点）で県下でも2番目に小さい値となっています。町域は東西3.3km、南北5.3kmにおよび、地勢は南北に長く、金倉川と土器川の扇状地にあります。町域の西側が、標高524m、瀬戸内海国立公園・名勝天然記念物に指定されている象頭山の山裾に沿っています。東及び南は、まんのう町、南西は三豊市、北から北西にかけて善通寺市に接しています。年間を通して温暖な、暮らしやすい気候に恵まれており、町域の東側は南北に渡って平野部が続き、企業立地にも適した環境と言えます。

(3) 産業

本町は、「讃岐のこんぴらさん」という愛称で知られる金刀比羅宮を中心に発達した門前町として、多数の観光客を集める観光都市です。

金刀比羅宮は象頭山中腹に位置し、特に海上の安全、五穀豊穡の守護神として全国から根強い大衆信仰を受けてきました。このため、高松街道、丸亀街道、多度津街道、伊予土佐街道、阿波街道など琴平に向かう道は、「こんぴら街道」と呼ばれ、江戸時代頃から整備が進められてきま

した。参道には土産物店や旅籠、茶屋がひしめいており、今日に至るまで全国有数の観光地として大きく発展してきました。本町の主だった地域産業資源として「レタス」「にんにく」「ナバナ」「清酒」「讃岐一刀彫」等があり、中でも香川県の「にんにく」の生産量は、青森県に次いで全国第2位で、本町は香川県下一の生産地となっています。また、「讃岐一刀彫」は、香川県の伝統工芸品にも認定されており、本町には「讃岐一刀彫」の伝統工芸士が多く存在しています。



2 人口構造、産業構造及び町内中小企業者の実態等

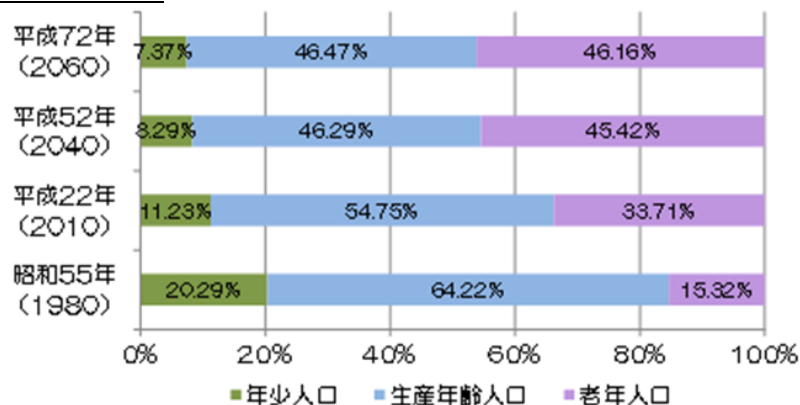
(1) 人口減少・少子高齢化への対応

本町の人口は、平成 27（2015）年 10 月時点で 9,186 人です。平成 72（2060）年の将来推計人口では 4,242 人と試算されており、平成 22（2010）年の半数以下、約 43% になると想定されています。

また、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成 72（2060）年には、全体の約 46% を占めると想定されています。

人口減少によって、地域経済の規模縮小、地域の活力が低下するとともに、生産年齢人口（15～64 歳）の減少は税の減収や地域で支え合う生活の維持が困難になります。今後、人口減少に歯止めをかけるとともに、若い世代の定住者を増やしていくことが重要となります。

年齢 3 区分別人口推計



資料／琴平町まち・ひと・しごと創生総合戦略

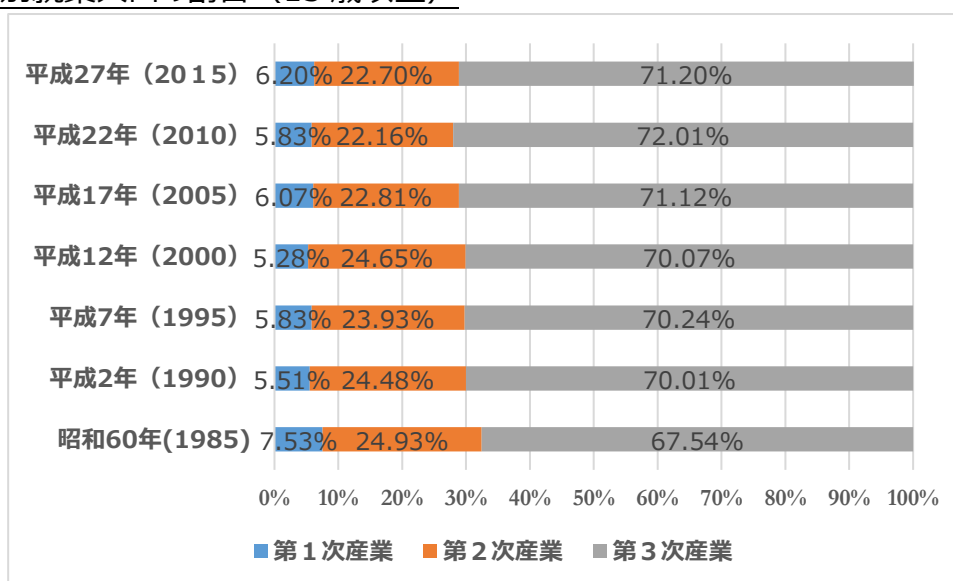
(2) 琴平町の産業別就業人口の状況

平成 27（2015）年における本町の産業別就業人口は、第 3 次産業が最も多く、全体の約 72%を占め、次いで第 2 次産業が約 22%となっています。

就業人口は全体的に減少傾向にあり、特に第 2 次産業の減少割合が大きくなっています。

就業人口の減少は、地域産業の衰退や事業後継者不足による地場産業の廃業につながり、人口減少と経済縮小の負のスパイラルに至る恐れがあることから、地場産業を活かした就業機会の確保や時代の流れに対応した新たな起業等による魅力的な職業の創出などにより、労働力人口を確保し、産業人口の減少に歯止めをかけることが重要であると考えられます。

産業別就業人口の割合（15 歳以上）



資料/国勢調査

(3) 市町村内の事業所数、中小企業の割合等

平成 26 年経済センサス基礎調査（比較対象：平成 11 年事業所統計調査）によると、平成 26（2014）年の町内事業所数は 726 であり、平成 11（1999）年の 1,127 に比べ 64.4%と、人口減を上回るペースで減少しております。（製造業においては平成 11 年の 68 から 42 にまで減少。）

また、従業者数においても平成 26（2014）年の 4,142 人は平成 11（1999）年の 5,660 人に比べ 73.2%となっており、合理化や機械化等による減少分を加味しても著しく減少しているという状況です。

製造業においては、町域が狭く、大企業が進出しにくい環境の中、ホテル・旅館業に代表される観光産業等から比較すると規模が小さい状況にあり、町内全ての製造業が計画認定を受けられる中小企業に当てはまります。

人口減少に加え、町内事業所数の減少が著しい現状を放置すると、町内の伝統産業をはじめ長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況にあり、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする

取り組みを支援していくことは、喫緊の課題であります。

3 目標

(1) 認定目標件数

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づき、「導入促進基本計画」を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとして、魅力ある新製品の開発や、地場産業の活性化を後押しします。

これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。また、目標の実現に向け、琴平町商工会や、町内金融機関等の認定経営革新等支援機関との連携を密にします。

(2) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいいます。）が年平均で 3%以上向上することを目標とします。

※労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数×一人あたり年間就業時間のいずれか）で除したものです。



第3章 先端設備等の種類

1 対象となる先端設備

琴平町の産業は、農林水産業、製造業、観光業を中心としたサービス業と多岐に渡り、さらには観光と工業の連携した業種など、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとします。

2 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

琴平町の産業は、川西及び川東地区を中心とした、観光産業等のサービス業以外にも町内全域に点在する製造業や、にんにくを中心とした地域ブランド品の生産などがあります。

そこで、これまで町の発展を支えてきた観光を中心とするサービス業のみならず、地域産業を活かした地域ブランドの確立、さらには新規創業による新産業の創造や企業誘致などを目指し、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とします。

(2) 対象業種・事業

上述の対象地域と同様に、琴平町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であります。

したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、業種は問わず、幅広い事業を対象とします。



第4章 計画期間及び配慮すべき事項

1 琴平町先端設備導入促進基本計画の計画期間

「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針」に基づき、琴平町においては、国が同意した日から3年間とします。

2 先端設備等導入計画の計画期間

「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針」に基づき、琴平町が認定する先端設備等導入計画の計画期間については、3年間、4年間又は5年間とします。

3 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。

